

教育三法案の衆議院での強行採決に抗議し、 参議院での廃案を求める

本日（18日）、いわゆる教育三法案（学校教育法等、教育職員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の「改正」案）が衆議院で強行採決された。

東京の弁護士約450名が結集する自由法曹団東京支部は、この強行採決に厳しく抗議する。

教育三法案は、昨年12月の教育基本法「改正」を受け教育の国家統制を目指すものであり、その制定は許されない。

教育三法案の問題点は多岐にわたるが、学校教育法「改正」案は「我が国と郷土を愛する態度」を盛り込み、副校長、主幹教諭などの職をおくことができるとしていること、教員免許法「改正」案では教育委員会が不適切教員の認定を行うとしていること、地教行法「改正」案では文部科学大臣の教育委員会に対する是正要求などが規定されている。

東京では教育三法案の先取りが行われ教育に重大な事態が持ち込まれている。教育三法案が成立すれば、それが全国に拡大し、さらに悪化させることになる。

「我が国と郷土を愛する態度」に関し、東京都では日の丸・君が代の強制が行われている。また東京ではすでに副校長が導入され、職員会議での挙手、採決を禁止する通知が出され、その上で校長、副校長、主幹教諭らによる「企画調整会議」を学校運営の中核として方向付けの場とするよう促している。教育委員会による不適切教員の認定も、都が日の丸・君が代を巡って恣意的な処分を繰り返していることを見れば、政府にとって好ましくない思想信条を持つ者を排除する手段とされるおそれが大きい。文部科学大臣は教育委員会に対し「日の丸」「君が代」指導で是正要求できるとしており、上記の東京都の深刻な状況が全国化する危険がある。

こうした経験を持つ東京の弁護士団体として教育三法案を許すことはできない。

自由法曹団東京支部は、教育三法案反対の世論をいっそう強め、参議院での廃案のために力を尽くすものである。

2007年5月18日

自由法曹団東京支部
支部長 島田修一

112-0002 東京都文京区小石川 2-3-28-201
Tel. 03-3814-3971 Fax. 03-3814-2623